

提供日 2026/06/15
タイトル 工事請負契約等に係る入札参加停止
担当 交通基盤部建設業課 財務部財産管理課
連絡先 建設業班 望月、庁舎管理班 富部
TEL (建設業課)054-221-3058、(財産管理課)
054-221-2533



工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定等に基づき、以下のとおり、入札参加停止を行いました。(1件1者)

1 入札参加停止の内容

- 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号(不正又は不誠実な行為)に該当する。
- 庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準第2条第7号(不正若しくは不誠実な行為)に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者
商号	前田建設工業株式会社
代表者氏名	代表取締役社長 前田操治
本店所在地	東京都千代田区富士見二丁目10番2号
停止期間	1か月

3 入札参加停止の理由

前田建設工業株式会社の社員は、熊本県八代市が発注した工事の入札をめぐり、同社に有利な評価基準を採用することなどを市に働きかけた見返りに贈賄行為を行った。
なお、贈賄行為の公訴時効(3年)の期間が経過しており、同社社員の逮捕等は行われていない。

4 停止期間の始期及び終期

令和8年6月16日から令和8年7月15日まで

(参考)

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

措置要件	措置期間
業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内

庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準第2条第7号

措置要件	措置期間
委託業務等に関し法令に違反し、又は不正若しくは不誠実な行為をし、庁舎等管理業務の委託の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内

